



2012年9月26日

地域サッカー協会 理事長 各位
都道府県サッカー協会 専務理事 各位
一般財団法人 日本フットサル連盟 会長 小倉純二 様

公益財団法人日本サッカー協会

フットサル指導者に対する登録失効救済措置について

添付資料のとおり、標記措置を下記のとおり実施することになりました。フットサルチームの指導実績に基づく“チーム指導ポイント”(20ポイント)の希望者の申請および救済措置のご案内についてご対応いただきたく、お願い申し上げます。

記

1. 救済措置

- ① チーム指導ポイント(20ポイント)の加算
- ② リフレッシュ研修会の実施
- ③ 失効後の資格復活制度の周知徹底(失効後6ヶ月以内の再発行制度)

2. 実施方法

① チーム指導ポイントの加算方法

ア. 加算の条件

- ・ 加算ポイントは、20ポイント(サッカーと同じ)
- ・ 4年間の加算可能回数は、1回(サッカーと同じ)
- ・ サッカー20ポイントとフットサル20ポイント、両方での加算(計40ポイント)は不可(いずれかのみ)

イ. 加算の対象者

以下いずれかのチームを指導する指導者とします。ただし、これに該当する指導者でも、JFA加盟チーム番号を有するサッカーチームの指導者は対象外とします。(すでに指導ポイント加算が可能のため)

- ・ 全国・地域・都道府県フットサル連盟主催のフットサルリーグに登録するチーム
- ・ JFA・地域FA・都道府県FAが、年間を通じてフットサル活動を行っているとするチーム



ウ. 加算の手続き

該当する指導者は別紙の申請用紙に記入の上、JFAに郵送あるいはFAXでお送りください。申請用紙はJFAのホームページにも掲載いたします。申請書受理後、JFAと主管団体で確認を行い、ポイントを加算いたします。

エ. 実施期間

- ・ 2012年9月13日からフットサルチーム登録制度(※)の開始時期(2014年度開始予定)までとします。
※フットサルチーム登録制度開始後は登録システム上で管理します。
- ・ 期間終了時期の詳細は、新システム開始時期決定をもって追ってご案内致します。

② リフレッシュ研修会の実施

2012年度研修会を下記の通り開催予定しています。開催内容については追ってご連絡いたします。

5ポイントコース： 10コース

10ポイントコース： 2コース

20ポイントコース： 1コース

③ 失効後の資格復活制度の周知徹底(失効後6ヶ月以内の再発行制度)

ライセンス失効後であっても、6か月以内であれば、資格復活可能です。

詳細をご希望の指導者には、JFA指導者登録窓口(TEL. 03-5781-0291)をご案内ください。

なお、今後サッカーに倣い、フットサル専門の指導者登録制度構築を検討していることを申し上げます。

3. 本件に関するお問い合わせ・申請書送付先

〒113-8311 東京都文京区サッカー通り(本郷3-10-15) JFAハウス

公益財団法人日本サッカー協会 技術部 倉田・岡田

TEL. 03-3830-1810 FAX. 03-3830-1814

以上

添付： 別紙)「フットサル指導者指導ポイント申請用紙」

ご参考)「フットサル指導者に対する登録失効救済措置について」

(2012年9月 公益財団法人日本サッカー協会理事会資料)

写し) 都道府県サッカー協会 事務局 御中

写し) 一般財団法人日本フットサル連盟 事務局 御中